

令和4年9月2日
財務部経理課

公用車の管理運営等に係る基本方針（案）について

1. 主旨

区の公用車については、本庁舎等整備を契機に、より効率的・効果的な活用を図り総量を抑制するとともに、老朽化の進行に伴う更新にあたって、電気自動車（EV）への転換や安全性の向上も必要となっている。

このため、公用車の管理運営等に係る今後の取組みの基本的方向性を整理し、「公用車の管理運営に係る基本方針（案）」としてまとめたので、報告する。

2. 公用車の現況

総数 311台（7月1日現在）

動力／車種	乗用	貨物	特殊	計
ガソリン・軽油	14	186	88	288
ハイブリッド	8	0	0	8
EV	13	1	0	14
FCV	1	0	0	1
計	36	187	88	311
平均使用年数	10年	13年	9年	

3. 基本方針（案）の主な内容

（1）リース方式導入による更新

老朽化が進む公用車の更新について、財政負担の平準化を図りながら、計画的にEVへの転換を進めるため、調達方法を購入からリースに切り替える。更新にあたっては、自動ブレーキ等安全運転アシスト機能の装備により、公用車の安全性を確保する。なお、特殊車両はリース対象から当面除く。

（2）リースに付帯するサービスの活用

- ①メンテナンスリースにより、車両点検整備・修理業務の省力化を図る。
- ②予約管理システムにより、利用状況の即時見える化を行い、庁内共有化を促進させ、台数縮減につなげる。
- ③予約管理システムと連動したタクシー配車サービスにより、タクシー利用を促進し、車両削減及び事故防止を図る。
- ④ドライブレコーダー連動の運行管理システムにより、安全対策の向上と運行記録作成等の自動化を図る。

(3) 運行業務委託の拡充

運転可能な職員の不足への補完として、運行業務委託を拡充する。

(4) 削減目標と進め方

- ①車両台数の縮減については、本庁舎等整備の進捗も勘案し令和9年度までに貨物車及び乗用車の2割以上を削減することを当面の目標に、車両更新と合わせ実施するものとし、対象車両や実施年次は全庁協議のうえとりまとめる。
- ②付帯サービスを含めた総合的なリース契約に向け、令和4年度後半にプロポーザルにより事業者選定を行う。
- ③令和4年度中にリース契約のうえ、同年度内に一部車両において試行的にリースによるEV化と付帯サービス活用を図る。残る対象車両はすぐに更新のないものも含め、一旦売却しリース契約に移行するリースバック方式により、令和5年度にリースへ切り替える。

(5) 経費比較（歳出予算ベース）

令和9年度までに貨物車及び乗用車を段階的にEV化すると仮定した場合、従来の所有方式とリース方式を比較すると、調達維持費総額で2億5千万円程度リース方式が低額となる。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月下旬	基本方針決定 リース事業者プロポーザル公告
12月下旬	優先交渉権者決定
令和5年1月	リース契約（5年間の長期継続契約）
3月	一部新規EVリース及びリースバック開始 予約管理システム、タクシー配車等試行開始
7月	全庁リースバック開始 全体運用開始